

平戸市オンラインショップ運營業務委託事業者募集要項

1 趣旨

本募集要項は、平戸市が設置する平戸市オンラインショップ（以下「ECサイト」という。）運營業務者を選定するための必要事項を定める。

2 ECサイトの設置目的

新型コロナウイルスの影響がほぼ収束した現在でも、ECサイトの市場規模は拡大しており、今後もECサイトでの需要は見込まれることから、平戸産品を購入できる総合サイトを整理し地場産品の販売促進と商品の差別化による地域ブランディングを図ることを目的とする。

3 現ECサイトの概要

- (1) ECサイト名：平戸商店
- (2) URL：<https://hiradoshouten.com>
- (3) 種類：マルチチャネル型ECサイト
- (4) プラットフォーム：Shopify

3 業務の概要

- (1) ECサイトの運営
 - ・商品の仕入れ、受発注及び出荷、在庫管理、データ管理、販売業務等
 - ・アクセス解析やSEO対策等のマーケティング業務
- (2) 取扱商品の選定・企画検討
 - ・顧客ニーズのリサーチやトレンド・季節等を考慮した商品の選定及び企画検討
- (3) サポート業務
 - ・顧客からの問い合わせ、返品・キャンセル、相談、クレーム等の対応
- (4) 売り上げ管理
 - ・入金確認及び販売管理
- (5) 集客・販売促進業務（広告・プロモーション）
 - ・SNS等を使用したWebマーケティング及びPPC広告、アフィリエイト等を活用した誘客
 - ・SNS投稿、DM・コメント対応

4 委託契約期間

令和6年7月1日～令和7年3月31日

ただし、令和7年4月1日以降については、事業予算の計上状況及び業務の履行状況により1年毎に更新するものとする。

5 委託料

本業務に係る委託料は、金0円とする。

6 ECサイトの引き渡し

現行のECサイトは、令和6年4月1日から6月30日まで現状のまま稼働することとし、その後、審査により決定した受託事業候補者に引き継ぐものとする。

7 ECサイト再開準備

- ①ECサイトレイアウト等については、現状渡しとするが、企画提案に基づき変更を希望する場合は、市と協議の上、サイト構造等の変更を行えるものとする。なお、サイト構造等に係る費用負担については、市と受託者が協議の上決定する。
- ②ECサイトの再開期限については、令和6年9月上旬予定とするが、市と受託者が協議の上決定する。

8 平戸市が負担する経費

平戸市が負担する経費は、ECサイトのレイアウト等の変更に必要な経費のみとし、2,200,000円(税込)を予算上限額として、企画提案書に内容及び価格を記載し、提案すること。

9 運営事業者が負担する経費

- ①業務に従事する者の人件費
 - ②クレジットカード決済及びコンビニ決済など各種決済に必要な決済手数料等
 - ③商品の発送に係る梱包資材費用
 - ④商品の追加に係る商品撮影、画像編集及びデータ登録等に係る費用
 - ⑤リスティング広告、SNS広告等に係るマーケティング費用
 - ⑥商品の追加、コンテンツ企画等に伴う取材、撮影、執筆等に係る費用
 - ⑦運営事業者の故意又は過失過失により発生した経費
 - ⑧消耗品、通信費等その他サイトの運営業務に必要な諸経費
- ※ECサイト運営により生じた収益等を事業経費に充当することも可とする。

10 ECサイトで取り扱う商品

ECサイトで取り扱う商品については、「平戸市アンテナショップ取扱商品基本方針」に準じるものとする。

11 ECサイト運営に関すること

- ①運営に係る人員配置について、運営責任者を置くこと。その他の人員については、効果的な運営が確保できる体制となるよう市と協議のうえ決定するものとする。
- ②消費者ニーズや販売状況等のフィードバックのために必要な情報の収集に日常的に努めること。
- ③誘客・販売促進のための必要なパブリシティ活動や顧客管理等に努め、新規顧客の獲得及びリピーターの確保のための取り組みを実施すること。
- ④監督官庁への申請・届出等、ECサイトの営業に関して必要な一切の手続きは、全て運営事業者の責任において行うこと。
- ⑤毎月の売り上げ、客数及び商品別売上等については、翌月の5日までに報告する

こと。また、業務完了後は、速やかに業務完了報告書及び実績報告書の提出を行うこと。

12 応募資格

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- ①日本国内で電子商取引を提供するWEBサイトを運営していること。
- ②法人税（個人の場合は所得税）、消費税及び地方消費税及び市町村税の未納・滞納がないこと。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ⑤会社法（平成17年法律第86号）による特別清算開始の申立がなされていない者であること。
- ⑥破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- ⑦銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- ⑧次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ ウからカに掲げる者のほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

13 募集内容に関する質疑

募集に関する質疑がある場合は、別紙質疑書（様式3）を令和6年5月17日（金）までに、電子メール又はファックスにて平戸市商工物産課に提出すること。なお、回答については随時行う。また、電話及び市役所窓口等での個別の質疑は受け付けないものとする。

14 提出書類等

①法人の場合

a. 平戸市オンラインショップ運営業務委託事業者募集申込書

（様式1）※会社案内、パンフレット、紹介資料があれば添付

- b. 企画提案書
- c. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の写し ※申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの
- d. 法人税、消費税及び地方消費税及び市区町村税の未納・滞納がないことの証明書の写し。 ※申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの
- e. 貸借対照表・損益計算書 ※申請日直近年度のもの
- f. 誓約書（様式2）

②個人の場合

- a. 平戸市オンラインショップ運営業務委託事業者募集申込書（様式1）※会社案内、パンフレット、紹介資料があれば添付
- b. 企画提案書
- c. 市区町村が発行する代表者の身分（元）証明書の写し ※申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの
- d. 所得税、消費税及び地方消費税及び市区町村税の未納・滞納がないことの証明書の写し。 ※申請日以前3ヵ月以内に発行されたもの
- e. 確定申告書の写し ※申請日直近年度のもの
- f. 誓約書（様式2）

15 企画提案書への記入必須項目

- ①ECサイトのコンセプト
- ②ECサイトリニューアルの場合（サイトマップ、画面イメージ等）
- ③SNS広告やメールマーケティング等を活用したオンラインマーケティング戦略や広告
- ④現行ECサイトの課題分析
- ⑤取扱商品について登録予定の商品、新規登録の発掘、商品選定のポイント、商品写真の撮影方法等
- ⑥登録商品調達及び配送方法（仕入れ先、物流方法等）
- ⑦運営体制
- ⑧運営責任者のECサイト運用の経験
- ⑨ECサイトのデータ管理
- ⑩生産者、取引先との関係性
- ⑪売上目標
- ⑫収支計画
- ⑬自主財源の確保
- ⑭ECサイトの運営実績
- ⑮主たる事業での経営状況

16 提出書類等の提出先及び問い合わせ先

- ①提出場所 〒859-5192 長崎県平戸市岩の上町 1508-3
平戸市商工物産課 物産振興班
電 話： 0950-22-9142（直通） F A X： 0950-23-3399

E-Mail:bussan@city.hirado.lg.jp

- ②提出方法 持参もしくは郵送
- ③提出部数 上記提出書類の正本1部、副本1部の合計2部提出することとし、企画提案書については、電子データの提出も行うこと。
- ④提出期限 令和6年5月31日（金）必着

17 プレゼンテーションの実施

企画提案書についての説明を求めるため、必要に応じてプレゼンテーションを行う。

- ①開催日 令和6年6月上旬ごろを予定（詳細については、別途通知）
- ②場所 平戸市役所会議室を予定。なお、県外事業者の場合は、オンラインでのプレゼンテーションを可とする。（詳細については、別途通知）
- ③実施方法 1者あたりの持ち時間は30分とし、うち20分間を発表、残り10分間を質疑応答とする。
- ④その他 プレゼンテーションでの企画提案は、本募集要項15の順に沿って行うものとする。

18 審査方法

- ①審査は、企画提案書及びプレゼンテーション、財務状況等書類による審査を行い、1者を選定する。
- ②審査結果は各社に通知する。
- ③審査結果の異議申し立ては、一切受け付けない。

19 失格

以下のいずれかに該当した場合は、参加者として失格とし、その旨を通知する。

- ①提出期限に遅れた場合。
- ②プレゼンテーションを欠席、又は指定した時間に遅刻した場合。
- ③応募資格を満たしていないと判断された場合。
- ④提出書類に虚偽等の記載があった場合。

20 審査の視点

運営事業者を決定するための主な審査項目は以下のとおりとする。

- ①ECサイト
 - ・ECサイトコンセプト
 - ・ECサイトデザイン
 - ・オンラインマーケティング戦略や広告
 - ・現行ECサイトの課題や問題点の分析
- ②取扱商品
 - ・登録予定の商品、商品選定のポイント
 - ・新規商品の登録
 - ・取扱商品調達及び配送方法等

- ・商品写真の撮影方法等
- ③運営体制
 - ・運営体制
 - ・運営責任者の物販系 EC サイトの運営実績
 - ・EC サイトのデータ管理
 - ・スケジュール
 - ・生産者、取引先との関係性
 - ・連携を予定している企業、事業者

- ④計画性
 - ・売上目標
 - ・収支計画
 - ・売上を増加させていくための戦略
 - ・独自の工夫・アイデア
 - ・自主財源の確保
 - ・平戸市全体への波及効果

- ⑤プレゼンテーション
 - ・提案内容
 - ・説明力
 - ・意欲・熱意

- ⑥申込者にかかる評価
 - ・平戸市とのつながり
 - ・主たる事業での経営状況

21 運営事業者決定及びECサイト再開までのスケジュール

令和6年 4月 3日 (水)	提出書類等・質疑の受付開始
令和6年 5月 17日 (金)	質疑書提出期限
令和6年 5月 31日 (金)	提出書類等の提出締切
令和6年 6月上旬	プレゼンテーション (別途、参加者に通知)
令和6年 6月中旬	運営事業者決定
令和6年 7月上旬～8月下旬	ECサイト再開に向けた調整等
令和6年 9月上旬	ECサイト再開

22 その他

- ①募集への参加、事業計画の提案に係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- ②提出された書類は、申請者に返却しない。
- ③提出された書類の受領後の差し替え及び再提出は認めない。
- ④提出された書類について、本募集以外の目的で応募者に無断で使用しない。